

新型コロナウイルス感染症に関する相談窓口

☎総合保健センター ☎46-3254

発熱などの症状がある場合

◆かかりつけ医がいる方

日ごろ受診している医療機関に電話でご相談ください

◆かかりつけ医がいない方、かかりつけ医が休診の方

東京都発熱相談センター ☎03-5320-4592 (土・日曜日、祝日を含む毎日24時間受付)へ

※市内の医療機関をお探しの方は、三鷹市医師会 ☎47-2155 (平日午前9時～午後5時)へ。

感染の予防法が知りたい、感染したかもしれないと不安な場合

・東京都新型コロナコールセンター ☎0570-550571 (土・日曜日、祝日を含む毎日午前9時～午後10時)・FAX 03-5388-1396へ

※日本語・英語・中国語・韓国語対応。

・厚生労働省コールセンター ☎0120-565653 (土・日曜日、祝日を含む毎日午前9時～午後9時)・FAX 03-3595-2756へ

外国籍で不安に思う方

東京都外国人新型コロナ生活相談センター ☎0120-296-004 (平日午前10時～午後5時)

※やさしい日本語、英語、中国語、韓国語、ベトナム語、ネパール語、インドネシア語、タガログ語、タイ語、ポルトガル語、スペイン語、フランス語、カンボジア語、ミャンマー語対応。

新型コロナウイルス感染症 自宅療養の手引き

☎総合保健センター ☎46-3254

東京都の感染制御チームが、新型コロナウイルスに感染し、自宅療養する方を対象に「自宅療養者向けハンドブック」を作成しました。自宅で過ごす期間中に気を付けることや感染予防策についてまとめています。



自宅療養中の方へ

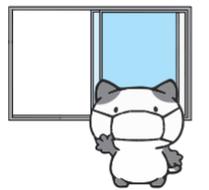
- 自宅療養中は、外出しないでください
- 鼻をかんだティッシュなどは、ビニール袋に入れ、口を縛って部屋から持ち出してください

【同居者がいる場合は】

- 生活空間を分け、極力個室から出ないでください
- 部屋を出るときは、手をアルコールで消毒し、マスクを着用してください
- 1時間に1回、窓を5～10分程度開け、部屋を換気してください

自宅での感染予防8つのポイント

- 部屋を分けましょう
- 感染者の世話をするのは、できるだけ限られた人にしましょう
- 感染者・世話をする人は、お互いにマスクを着けましょう
- 小まめに手を洗いましょう
- 日中はできるだけ換気をしましょう
- 手のよく触れる共用部分を掃除・消毒しましょう
- 汚れたリネン、衣服を洗濯しましょう
- ごみは密閉して捨てましょう



一つ一つを丁寧に行うことで、同居者や周囲の方に感染が広がることを防ぎます。詳しい内容は東京都福祉保健局ホームページ [HP](https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/) <https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/> (右記二次元コード)をご覧ください。



2月28日(日)まで。お早めに

ひとり親世帯臨時特別給付金の申請はお済みですか？

☎子育て支援課 ☎内線2754

新型コロナウイルス感染症の影響による、ひとり親世帯の子育て負担の増加や収入の減少に対する支援として給付しています。「基本給付の再支給」も併せて申請できます。

給付額

1世帯5万円、第2子以降1人につき3万円

①次のいずれかに該当する方。①公的年金等(遺族年金、障害年金など)を受給しており、令和2年6月分の児童扶養手当の支給が全額停止された、②同感染症の影響により家計が急変し、収入が同手当の受給者と同じ水準になっている

☎申請書を2月26日(金)までに直接、または3月1日(月)(必着)までに郵送で「〒181-8555子育て支援課」(市役所4階42番窓口)へ

※給付金の申請は一度までです。

※給付基準がありますので、詳しくは同課へお問い合わせください。

感染症対策の新たな試み

窓口混雑時期(2～4月)に住民票などを 送料無料で郵送します

☎市民課 ☎内線2328

引っ越しシーズンでもある2～4月は窓口が非常に混雑するため、待ち時間が長くなり、「三密」の状況が生じていました。そこで、2～4月に転入や転居の手続きをした方が、同時に新しい住所の住民票など各種証明書を請求する場合に、窓口でお待ちいただくのではなく、無料でご自宅に郵送するサービスを始めました。証明書は原則として翌営業日に郵送します。

※証明書の交付手数料はかかりません。

市民税・都民税と所得税の申告期限を 4月15日(木)まで延長しました

☎市民税・都民税について=市民税課 ☎内線2342
所得税について=武蔵野税務署 ☎53-1311

申告に伴う混雑を緩和し、新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、申告期限を当初の3月15日(月)から4月15日に延長しました。3月16日(火)以降は提出場所が変わりますので、ご注意ください。

※提出時期によっては、申告内容が当初の税額通知書に反映されない場合があります。

提出場所

【市民税・都民税】

同課への郵送、または市政窓口でも提出できます。

- 3月15日まで(午前9時～午後4時30分。土・日曜日、祝日を除く) = 市民税・都民税申告受付専用会場(市役所第二庁舎4階)

※入り口で検温を行います。また、混雑時は入場を制限する場合があります。

- 3月16日～4月15日(土・日曜日、祝日を除く) = 市民税課(市役所2階27番窓口)

【確定申告】

郵送、e-Tax(電子申告)でも提出できます。

- 4月15日まで(土・日曜日、祝日を除く) = 武蔵野税務署

※2月21日(日)・28日(日)は受け付けません。

税理士による相談会は中止します

開催を予定していた税理士による所得税の無料申告相談会(2月16日～3月15日)は、新型コロナウイルス感染症の影響により中止します。

申告はインターネットや郵送で！

新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点からも、ぜひご利用ください。

市民税・都民税の申告は郵送で

必要書類を「〒181-8555市民税課」へ。申告書の郵送を希望する方は、同課 ☎内線2342へお問い合わせください。

確定申告はe-Tax(電子申告)で

国税庁ホームページ [HP](https://www.nta.go.jp/) <https://www.nta.go.jp/>の「確定申告書等作成コーナー」では、パソコンやスマートフォンから所得税の確定申告書を作成できます。作成した書類はe-Taxで申告できます。

【二つの方法で利用できます】

- ①マイナンバーカード方式 マイナンバーカードとICカードリーダーライター(家電量販店などで販売)を使って申告します。
- ②ID・パスワード方式 税務署発行のIDとパスワードを受け取り、申告します。

☎物運転免許証などの本人確認書類 ☎武蔵野税務署 ☎53-1311